

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度 第 4 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会
開催日時	平成 26 年 10 月 27 日 (月) 午後 5 時 00 分～午後 6 時 00 分
開催場所	飯塚市役所 本館 4 階研修室
出席委員	渡邊美智子 委員長・福間一志 委員・久保山眞市 委員・中竹秀博 委員 白山勝也 委員・西村亜矢香 委員
欠席委員	石井啓子 委員・上野裕美 委員
事務局職員	高倉孝 こども・健康部長・田原洋一 子育て支援課長・城戸信比古 子育て支援課長 補佐・近藤桂子 子育て支援課指導主幹補・松岡貴章 子育て支援課総務係長 瓜生守 教育部長・武井政一 学校教育課長・古野知恵子 学校教育課長補佐 中嶋啓誠 学校教育課学事係長
会議内容	<p>(委員長)</p> <p>平成 26 年度第 4 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会を開会いたします。それでは、「子育て支援センターの評価について」を議題といたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>飯塚子育て支援センターについて説明いたします。</p> <p>前回の委員会で審議いただいた利用者アンケートを 9 月 18 日から 10 月 4 日までの期間で飯塚子育て支援センターで実施いたしました。</p> <p>アンケート結果を集計したものをお配りしております。資料 1 をご覧ください。</p> <p>アンケート問 6 の中で、③から⑬までの 11 項目が子育て支援センターに対する満足度を問う内容といたしておりました。「5 の満足から 1 の不満」までの 5 段階で見ると、「5 の満足と 4 のやや満足」だけで 83.8%、「3 の普通」まで加えると 94.8%になり、高い評価を得ております。</p> <p>運営状況につきましては毎月スタッフの配置予定表や利用状況報告を提出していただいで確認を行なうとともに、随時、施設を訪問させていただいて状況を確認しております。</p> <p>施設の利用状況ですが、資料 2 をご覧ください。昨年度に比べ 9 月末の時点で千人程の減となっております。利用者数につきましては、飯塚子育て支援センターだけでなく、頰田を除く支援センターの利用者数が昨年度同時期に比べ減少している傾向があります。</p> <p>利用者数では判断しにくい状況もありますが、仕様書に定める委託の条件を満たしたうえで、適正に運営を行なっていただいていると判断しております。</p> <p>平成 27 年度の子育て支援センター事業運営を委託に関しましては、これまでの運営状況を踏まえて、平成 27 年度につきましても継続して運営を委託するのが適当であると考えております。</p> <p>(委員長)</p> <p>説明が終わりましたが、ご質問や御意見はございませんか。</p> <p>(委員)</p> <p>利用者数について、飯塚の支援センターはどうして急激に減ったのでしょうか。何</p>

か思い当たる理由はありますか？

(事務局)

理由としましては、天候等にもよると思いますが、後はスタッフの配置の仕方等も関係していると思っています。

全体的に減少傾向にありますので、運営方法の工夫等指導していきたいと思います。参考までに各園での園だよりを資料として添付しております。

(委員長)

街なか子育てひろばの利用状況はどのようなのですか。

(事務局)

街なか子育てひろばの利用状況ですが、昨年度9月末で13,590人、今年度9月末で10,390人と3,200人程減少しております。

(委員)

お知らせの案内を見る限り、楽しそうなので、何か対策があればいいと思います。

(事務局)

事務局としても何故減っているのかを把握まではしておりませんが、現在共稼ぎが増えてきており、保育所入所も増加しております。引き続き、子育て支援センターのPRを続け、減少した理由等も検証していきたいと考えております。

(委員長)

ほかにご意見等がなければ、ここで皆さんにお諮りいたします。只今の件については、「平成27年度の子育て支援センター事業運営の委託について、4ヶ所の子育て支援センターは継続して運営を委託すべき」ということでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

(委員長)

ご異議もないようですので「平成27年度の子育て支援センター事業運営の委託について」は、そのように決定いたします。

次に「幸袋こども園民間移譲先法人の選定及び決定方法等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

移譲先法人の選定及び決定方法について、資料3をご覧ください。

基本的には、昨年度と変更点はございません。募集期間は、平成27年2月2日～2月27日で募集を行ない、委員の皆様には応募法人の書類審査から始まり、2の応募法人が運営する施設の現地視察を3月中旬に、3の応募された法人による保護者へのプレゼンテーションを行なっていただき、これに同席していただいて保護者の意見感想を踏まえて、4の応募法人に対するヒアリングを4月上旬にお願いしたいと考えております。5で、応募法人の採点評価方法については、(3)①のとおり選定評価基準の審査項目ごとに、委員の皆様で意見交換を行なっていただきまして、委員会として1枚の採点評価表をまとめていただき、集計を行なう方法でお願いしたいと考えております。②では、集計点数の最上位者で決定することと、400点の7割に満たない、280点未満は不採択とすることとしております。

応募される法人の数にもよりますが、4のヒアリングと、5の選定及び決定については、同じ日での実施も可能だと考えております。

6、会議の公開についてですが、移譲先法人の選定及び決定に係る審査は非公開でお願いすべきと考えております。

次に、資料4「民間移譲に伴う法人募集要項」についてご説明いたします。

幸袋こども園を平成28年度から民営化し、こども園運営を行なっていただく社会福祉法人等を募集するための要項です。

昨年度、相田保育所の民営化にあたって策定していただきました募集要項と大きな変更点はございません。

1、移譲する保育所の名称、所在地及び定員。

(1) 名称、飯塚市立幸袋こども園。(2) 所在地、飯塚市中513番地45及び中513番地5。(3) 定員、長時間利用児童90名、短時間利用児童90名。

2、移譲年月日平成28年4月1日

3、応募資格につきましては市内で認可保育所若しくは認可幼稚園を運営している社会福祉法人及び学校法人、または、飯塚市内に住所を有する社会福祉法人及び学校法人になります。

4、応募手続の(3)募集期間は平成27年2月2日(月)から2月27日(金)までの1ヵ月間としております。

この募集開始に合わせまして、説明会も開催する予定にしております。

また、募集期間で申込がない場合は、応募資格の範囲を福岡県内に変更した上で再度募集を行なう必要があると考えております。

5、選考方法等の(1)につきましては、資料3で説明させていただいたとおりです。

(2) 審査基準概要につきましては①から⑤まで前回の相田保育所民営化の募集要項と同様に変更はしておりません。これらの項目についての評価を行なうために、応募者には申込書の中で「こども園運営に関する調書」を作成していただくこととなります。申請書につきましては、次回の委員会で説明をさせていただきます。

(3) 移譲先法人の決定につきましては、資料3で説明させていただいたとおりです。

(4) 選考結果については、文書により通知します。

(5) 審査前に委員に直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は、審査を行うことなく審査対象から除外します。

次に「飯塚市立幸袋こども園移譲にあたっての諸条件」をご説明いたします。

「1. 移譲の方法」の(1)で「建物は無償譲渡とします」としてありますが、これにつきましては、移譲をしようとする建物の不動産鑑定評価額が、平成17年4月に初めて民営化した横田保育所の不動産鑑定評価額を上回る場合は、その超える額をもって有償譲渡とし、超えない場合は無償譲渡としているところでございます。

今回の幸袋こども園につきましては、現在、不動産鑑定評価を依頼中であり、この結果を受けた後に財産管理審議会で承認を得た上で、正式に決定したいと考えております。

また、(2)土地につきましては、これまでと同様「有償貸付」とし、現時点での貸

付料を記載しております。

(3) 備品は原則として無償譲渡とします。

次に、「2. 保育所運営について」(1) から (3) までの部分は前回相田保育所民営化の募集要項と変更はありません。「(4) 職員について (引継ぎ)」①のところですが、定員規模に応じて引継ぎ保育での職員派遣日数を決めさせていただいております。

資料5の「引継に係る派遣職員の人件費助成について」をご覧ください。1月までの引継期間で保育所の行事の運営方法等を中心に引継を行なっていただくために、民営化する定員規模によって職員の派遣日数に差をつけさせていただいております。幸袋こども園の場合は長時間児童90人、短時間児童90人、合計180人定員ですので、1月までの期間で延88日とし、臨時職員の日額単価7,080円で算出した額620,000円を助成金の額としております。

元のページに戻っていただいて、2月から3月の期間は開所日1日あたり2名以上を配置することとし、これに要する人件費等については法人の負担でお願いしております。

②保育士及び幼稚園教諭は、4年以上の経験を有する方を1/3以上配置していただくこと。

③幸袋こども園で勤務する臨時保育士等を積極的に採用し、教育・保育の連続性に努めていただくこと。

④移譲後のこども園運営を円滑に行なうため施設長は、移譲時に在園中の園児が卒園するまで、おおむね5年間は交代しないことをお願いしております。

(5)では運用財産として1,000万円以上の預金を有していることを条件とさせていただいております。

選定評価基準につきましては、この募集要項に含めて公表いたしておりますが、資料6で実際の評価で使用していただく配点と併せて説明をさせていただきます。

資料6をご覧ください。募集要項で公表する選定評価基準と同じ内容ですが、配点の欄を実際に採点していただくときにわかりやすいようにしたものです。

昨年度、相田保育所の民営化の時と同じ内容にしております。

今回は認定こども園になりますが、選定評価基準にあります項目は、こども園運営に際し、基本的な事項になりますので同じ内容にしております。

審査項目は申請書類の番号と対応する形にいたしております。

配点について、基本は各項目を10点満点の7点を標準として、4点から10点までの7段階での評価としております。また審査項目の中で特に重視すべき項目については2倍の点数で配点し、合計を400点満点としております。

申請書や参考書類の内容に加えて、保護者プレゼンテーションやヒアリングを基に、採点評価をお願いすることになります。

欄外の※印で、認可保育所または認可幼稚園を運営していない法人から申し込みがあった場合は、これらの審査項目について実施が期待できるかどうかで判断をさせていただきます。

なお、この資料6については、公表はしておりませんので、本日の会議終了後に回収をさせていただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

資料 7 は、過去の民営化での移譲先と経過年数をまとめたものを参考までにつけさせていただいたものです。

以上が、説明を終わります。

(委員長)

説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。

(委員)

資料 4 別紙 1 の(6)利用者負担金について市の定める経過措置を継続して行うこと、とありますが、その意味を教えてくださいなのですが。

(事務局)

経過措置として考えているのが、在園児と 27 年度中に入園される園児については、現行の授業料を維持していただく。28 年度から入園していただく園児については新制度での授業料で対応していただきたいと考えております。

委員からの指摘もあります様に来年度からは新制度に移行しますが、授業料は全園児 6,000 円になります。

(委員)

28 年度も 6,000 円ですか。

(事務局)

4,5 歳児は 6,000 円になります。

(委員長)

只今の件については、慎重に審議をお願いすべきと考えますので、次回委員会での継続案件とさせていただきますと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

次に「その他」ですが、事務局から報告の申し出がっております。

初めに「子ども子育て支援新制度について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

子ども子育て支援新制度について説明をいたします。

資料として国から送付されております改定版を添付しております。概ね変更点と致しましては、7ページをご覧ください。地域の子育て支援の充実が書かれております。これにつきましては以前のパンフレットの中でも利用者支援ということで書かれていたと思いますが、これを詳しく説明がされております。新制度は共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。保育コンシェルジュを行っている自治体もあります。専門の職員を配置することにより、充実した支援ができるよう、飯塚市としても前向きに検討していきたいと考えております。

15ページをご覧ください。利用者負担について記載されております。新制度における保育料は国が定める上限額の範囲内で市町村が決めますとあります。国が定める上限の範囲というのが幼稚園、認定こども園と保育所とにそれぞれ記入されております。この保育料の上限というのが、現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いた額で国が設定しております。この料金が教育標準時間の1号認定の料金となります。所得の階層ごとに料金が設定されます。た

だし、バス料金等の実費負担分はこれには含まれません。飯塚市では市内の私立幼稚園の料金の状況を調査しまして、平均額を基に設定しようと考えております。階層ごとの料金については国の階層に準じて設定しようと考えております。市内の幼稚園で来年度から新制度へ移行する園は1か所のみとなっております。1か所の認定こども園は新たな料金設定になります。保育所の方は現行の制度と同じ料金区分となっております。ただし、これまでは所得税の額で決められておりましたが、新制度では市民税の所得割の額によって決められます。飯塚市においては国の基準額の概ね80%程に設定しております。幼稚園の利用料の設定についても同様に設定したいと考えております。

次に多子世帯の保育料の軽減についてですが、兄弟児の取り扱いが異なります。幼稚園の世帯は小学3年生までに兄弟がいれば第2子は半額になり、第3子は無料になりますが、保育所の場合は同時に在園した場合に第2子は半額、第3子は無料となります。兄弟児のカウントの仕方が違うまま新制度になります。

新制度では毎年9月が保育料の切替となります。今までは前年分の所得税の金額で4月からの保育料を決定し1年間同じ料金でしたが、新制度では9月に切替になりますので、4月からは前年度の市民税の所得割の金額、9月から3月までが当年度の市民税の所得割の金額になります。所得が変わる世帯は年度の途中で保育料が変わる場合が考えられます。

(委員長)

報告が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。

(委員)

保育料の切替時期ですが、9月での切替になっておりますが年度内で差額が出るのですか。

(事務局)

年度の中で料金体系が異なると考えて頂ければ結構です。

(委員長)

ほかにご意見もないようですので、この件につきましては、事務局説明のとおりご了承をお願いします。

最後に、次回委員会の開催について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

次回の委員会では、幸袋こども園の移譲申込書等について審議・決定していただきたいと考えております。

次回委員会の開催は11月下旬でお願いしたいと考えております。

以上、よろしくお願ひ致します。

(委員長)

事務局の説明が終わりましたが、次回の日程はいかがいたしましょうか。

(日程調整)

(委員長)

それでは、次回の委員会は11月25日(火)の午後5時から開催したいと思います

	<p>ので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>これをもちまして、第4回委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯塚子育て支援センター利用者アンケート集計表 ・ 子育て支援センター利用状況（4月～9月） ・ 移譲先法人の選定及び決定方法（案） ・ 飯塚市立幸袋こども園の民間移譲に伴う法人募集要項 ・ 引継ぎに係る派遣職員の人件費助成について ・ 選定評価基準 ・ 飯塚市内私立保育園一覧表 ・ 子育て支援センターだより
公開・非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者なし)</p>
そ の 他 (非公開理由 等)	